

鎌倉市公会堂等賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自治会・町内会等の住民組織が、地域住民の活動の拠点として公会堂等を専用使用するため、借地又は借家する場合において、自治会・町内会等に対して当該自治会・町内会等が負担する経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会・町内会 地縁に基づき、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的に形成され、現にその活動を行っている団体。
- (2) 連合会、協議会 複数の自治会・町内会で構成されている団体。
- (3) 公会堂等 前条の住民組織が管理及び運営を行い、当該住民の集会等に利用する施設をいう。

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付対象団体は、自治会、町内会及び連合会、協議会とする。

(補助の交付対象事業)

第4条 この要綱において定める補助の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公会堂等用地としての土地を有償で借地していること。
- (2) 公会堂等としての建物を有償で借家していること。
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 次の各号に掲げるものについては、補助金の対象としない。

- (1) 賃貸借契約の期間が1年未満のもの。ただし、賃貸借契約の締結前に引き続き土地又は建物を使用し、その期間が1年を超える場合はこの限りではない。
- (2) 土地及び建物所有者に対する謝礼金
- (3) 建物の借家に伴い支払われる敷金・礼金

(補助金の額)

第5条 補助金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土地賃借料に対する補助金 当該年度に負担する賃借料に相当する額とする。ただし、第4条第1項第1号に掲げる土地の固定資産税及び都市計画税相当額を上限とする。
- (2) 建物賃借料に対する補助金 当該年度に負担する賃借料に相当する額とする。ただし、第4条第1項第2号に掲げる建物の固定資産税及び都市計画税相当額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 申請者は、次条の規定による申請書を提出する前に補助金の交付申請について、毎年度6月未までに市長と協議しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、鎌倉市公会堂等賃借料補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 鎌倉市公会堂等賃借料収支予算書（第2号様式）
 - (2) 賃貸借契約書の写し
 - (3) 自治会・町内会等の規約又は会則
 - (4) 現地案内図
 - (5) 固定資産税額及び都市計画税額がわかる書類
 - (6) 公会堂等又公会堂等用地として専用使用している期間が1年以上であることがわかる書類。ただし、賃貸借契約の期間が1年以上の場合は除く。
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適正と認められるときは、鎌倉市公会堂等賃借料補助金交付等決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第9条 申請者は、補助金の交付申請書を提出後又は交付決定の通知を受けた後に、第7条第1項第2号に関する内容の変更があったときは、鎌倉市公会堂等賃借料補助金変更届出書（第4号様式）に、必要書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条の変更申請があったときは、変更内容の審査及び必要な調査を行い、その適否について鎌倉市公会堂等賃借料補助金交付等決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 申請者は、当該年度の交付対象事業が完了したときは、鎌倉市公会堂等賃借料補助金実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 鎌倉市公会堂等賃借料収支決算書（第6号様式）
- (2) 領収書等賃借料を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 賃貸借契約書の写し
- (4) 固定資産税額及び都市計画税額がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定した後、鎌倉市公会堂等賃借料補助金確定通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による確定した金額を、申請者に支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第14条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 書類の記載事項に虚偽があったとき。

- (4) 交付対象事業中止の申出があったとき。
- (5) 第 11 条の規定による書類が提出されないとき。

(準用)

第 15 条 前各条に定めるもののほか、この要綱による補助については「鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(昭和 41 年 2 月告示第 23 号)」に定めるところによる。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年 12 月 4 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第7条）

鎌倉市公会堂等賃借料補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
住 所
申請者 団 体 名
代 表 者 名
次のとおり申請します。	
申 請 の 内 容	<input type="checkbox"/> 土 地 <input type="checkbox"/> 建 物
公 会 堂 等 の 名 称	
場 所	鎌 倉 市
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
交 付 申 請 金 額	円
交 付 申 請 額 算 出 方 法	<input type="checkbox"/> 土地について 補助対象期間の賃借料 . . . 円 都市計画税・固定資産税額 . . . 円 <input type="checkbox"/> 建物について 補助対象期間の賃借料 . . . 円 都市計画税・固定資産税額 . . . 円
自 治 会 等 の 世 帯 数	世 帯
備 考	

- 添 付 書 類
- 鎌倉市公会堂等賃借料収支予算書（第2号様式）
 - 賃貸借契約書の写し
 - 自治会・町内会等の規約又は会則
 - 現地案内図
 - 固定資産税額及び都市計画税額がわかる書類
 - 公会堂等として専用使用している期間が1年以上であることがわかる書類。ただし、賃貸借契約書の期間が1年以上の場合は除く。
 - その他市長が認める書類

第2号様式（第7条）

鎌倉市公会堂等賃借料収支予算書

収入の部		
項目	金額	備考
支出の部		
項目	金額	備考

(注) 当該年度にかかる賃借料を記載してください。

第3号様式(第8条、第10条)

鎌倉市公会堂等賃借料補助金交付等決定通知書

鎌 第 号
年 月 日

様

鎌倉市長 印

次のとおり、通知します。

通知の内容	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 変更を承認する	<input type="checkbox"/> 交付しない <input type="checkbox"/> 変更を承認しない
公会堂等の名称		
補助金額	円	変更後の補助金額 円
変更内容		
備考		

--	--	--

第5号様式(第11条)

鎌倉市公会堂等賃借料補助金実績報告書

年 月 日	
(宛先)鎌倉市長	
住 所	
団 体 名	
代 表 者 名	
次のとおり、公会堂等賃借料補助事業が完了したので報告します。	
対 象 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	鎌倉市公会堂等賃借料補助金
公 会 堂 等 の 名 称	
場 所	
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 鎌倉市公会堂等賃借料収支決算書（第6号様式） <input type="checkbox"/> 領収書等賃借料を支払ったことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 固定資産税額及び都市計画税がわかる書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
備 考	

第6号様式（第11条）

鎌倉市公会堂等賃借料収支決算書

収入の部				
項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				
支出の部				
項 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

第7号様式（第12条）

鎌倉市公会堂等賃借料補助金確定通知書

鎌 第 号
年 月 日

様

鎌倉市長 印

次のとおり通知します。

補 助 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
補 助 事 業 の 名 称	鎌倉市公会堂等賃借料補助金
交 付 決 定 額 ※ 1	円
交 付 確 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
備 考	

※1 第8条で申請者に通知している金額